

## 部 会 設 置 運 営 規 程

社団法人鹿児島県工業倶楽部

### (部会の設置、目的及び構成)

- 第1条 この法人の定款第4条に定める事業の円滑な推進に資することを目的とし、会長は、理事会の議を経て、特定分野の研究を行う部会を設置することができる。
- 2 部会は、会員の中から希望する者をもって構成する。
  - 3 部会の設立、廃止、統合等については、理事会の議を経て行う。

### (事 業)

- 第2条 部会は、次の事業を行う。
- (1) 情報及び意見の交換
  - (2) 調査及び研究
  - (3) この法人が行う事業に対する協力
  - (4) 先進地の視察及び親睦を深めるための旅行並びに懇親会等の開催
  - (5) その他、前各号の目的達成のために必要な事業

### (部会長及び世話人)

- 第3条 この部会に、部会長1人、世話人若干名を置く。
- 2 部会長及び世話人は、部会員の中から互選する。
  - 3 部会長は、部会の会務を総理し、会議の議長となる。
  - 4 世話人は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、前項の職務を代理する。
  - 5 部会長及び世話人は、部会の組織並びに事業の企画・運営の円滑化に努めるものとする。

### (部会長及び世話人の任期)

- 第4条 部会長及び世話人の任期は、2年とし、欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残存期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (部会の招集)

- 第5条 部会は、部会長が招集する。
- 2 部会は、少なくとも年2回以上開催するものとする。
  - 3 部会員は必要があると認めるときは、何時でも部会長に対し部会の招集を請求することができる。

### (部会の議事)

- 第6条 部会の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (年間活動計画の策定)

- 第7条 各部会は、毎年度初めに年間活動計画を策定し、その情報発信に努めながら、事業が円滑に推進できるように配慮するものとする。

### (総会及び理事会への報告)

- 第8条 各部会の年間活動計画及び事業実績については、総会及び総会に提出する議案を議決する理事会へ報告しなければならない。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付則

この規程は、平成16年12月14日から施行する。